

奈良教育大学教育実習委員会規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年2月24日規則第23号
改正 平成18年3月 3日規則第19号
改正 平成18年3月16日規則第27号
改正 平成19年2月22日規則第8-2号
改正 平成23年1月21日規則第 2号
改正 平成23年2月25日規則第10号
改正 平成24年3月 6日規則第18号
改正 平成26年3月20日規則第15号
改正 平成29年7月21日規則第17号

(設置)

第1条 奈良教育大学教授会規則（平成16年奈良教育大学規則第201号）第9条第2項の規定に基づき、奈良教育大学教育実習委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、教育実習の実施に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 教育実習の企画及び運営に関すること。
- 二 教育実習校との連絡調整に関すること。
- 三 教育実習における学生評価の方法に関すること。
- 四 その他教育実習に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（教育担当）
- 二 教授会において選出された者 3人（学校教育教員養成課程2人の担当教員を含む。）

ただし、学則第24条から第25条に定められた各センターのセンター担当教員を除く。

- 三 教務委員会委員 1人
- 四 センター担当教員（次世代教員養成センター） 1人
- 五 特別支援教育担当教員 1人
- 六 附属小学校及び附属中学校の教育実習担当教員各3人（うち、各1人は特別支援学級担当教員）並びに附属幼稚園の教育実習担当教員2人
- 七 教務課長
- 八 学長が指名する者 若干名

2 前項第二号から第六号及び第八号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第二号から第六号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
ただし、前条第1項第二号に規定する委員は引続き2期を超えてはならない。なお、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第八号に掲げる委員の任期は1年とする。

(兼任の禁止)

第5条 第3条第1項第二号に掲げる委員は、自己評価委員会、財務委員会、施設整備委員会、学術研究推進委員会、人事委員会、教務委員会及び学生委員会の「教授会において選出された者」として選出される委員を兼ねることはできない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

(副委員長)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員長を補佐する者として、副委員長を置くことができる。

2 副委員長に関して、必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会)

第8条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して、必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第10条 委員会は、設置期間限定のワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関して、必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(教授会の承認)

第12条 委員会で決定した重要な事項は、教授会に諮り、承認を得なければならない。

(事務)

第13条 委員会の事務は、教務課が処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は、教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則23号）

- 1 この規則は、平成17年2月24日から施行する。
- 2 第3条第1項第二号の規定により、平成16年4月1日より委員となった者のうち、半数の委員の任期は第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成18年規則第27号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第8-2号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則第3条第1項第二号の規定により、平成18年4月1日より委員となった者のうち、1名の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成23年規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第10号）

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則（平成24年規則第18号）

この規則は、平成24年3月6日から施行する。

附 則（平成26年規則第15号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第17号）

この規則は、平成29年9月1日から施行する。